保護者の皆さまへ

保存版

子どもの心とからだを守るために

こども性暴力防止法と、カラフルの取組



2026年12月25日 施行

放課後等デイサービス・児童発達支援は法律の義務対象です。
性暴力を防ぎ、子どもが安心して過ごせる体制を整えます。

1 カラフルが進める取組

- **日頃の見守りと研修**：日々の観察、子どもへの面談・アンケート、職員研修を通じて、被害の予防と早期発見に努めます。
- **行動ルールの徹底**：性的な言動や不要な身体接触、私的なSNS連絡、業務外で二人きりで会うこと、私物端末での撮影等を禁止します。必要な介助は子どもの尊厳に配慮して行います。
- **疑いがあるときの対応**：子どもの安全を最優先に保護・支援し、法令に沿って関係機関へ通報・相談します。事案の概要は、子どもや家族の安全・プライバシーと説明時期に配慮して保護者にお伝えします。
- **特定性犯罪の前科の確認**：施行後、対象職員を法定の期限内に確認します。該当する前科が確認された職員は、子どもに接する業務に就かせません。個別の確認結果は法律上お伝えできません。

2 ご家庭で知っておいてほしいこと

- **日頃から**：「自分の体は自分のもの」「いやと言っていい」「困った秘密は大人に話していい」と伝えてください。いやと言えなくても、子どもに責任はありません。
- **いつもと違う様子があれば**：特定の人・場所を怖がる、利用を嫌がる、睡眠や食欲が変わる等は相談のきっかけになります。変化だけで被害があるとは限りません。
- **話してくれたら**：「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と受け止めます。問い詰めたり答えを誘ったりせず、話した言葉と日時をそのままメモし、早めに相談してください。

確証がなくても、迷った段階でご相談ください。

カラフルの相談窓口：各施設の管理者

ご利用施設への電話・公式LINE・面談で受け付けます。

匿名でも相談できます。相談を理由に不利益な扱いをすることはありません。
相談内容は、子どもを守るために必要な関係者で厳重に取り扱います。

事業所を通さず、外部の専門機関へ直接相談できます。

性暴力の相談 **#8891**（ワンストップ支援）　　虐待の相談・通告 **189**（児童相談所）

※上記の外部窓口は通話料無料。緊急の危険があるときは110番へ。

子どもやご家族のプライバシーを守るため、SNS等で未確認の情報を広めないようお願いします。

Givers合同会社｜カラフル

2026年11月

詳しい説明：カラフル公式サイトのコラム

参考：こども家庭庁「保護者向け周知用資料ひな型」／内閣府「子供の性被害」